

会 議 録

会議の名称	平成 28 年度第 8 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 28 年 7 月 13 日（水）午前 10 時から午前 10 時 40 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長・平井勝委員長職務代理者・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局参与・菱川勝也事務局長
議 題	議案第 24 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における西東京市選挙 人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について 議案第 25 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及 び同職務代理者の選任について 議案第 26 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人の 選任について 議案第 27 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管 理者及び同職務代理者の選任について 議案第 28 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立 会人の選任について 議案第 29 号 平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及 び同職務代理者の選任について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長</p> <p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。また先日の参議院議員選挙は長時間にわたり、本当にお疲れ様でした。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は 6 件及びその他でございます。</p> <p>初めに、議案第 24 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における西東京市選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p>	

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙の選挙時登録の西東京市選挙人名簿登録者数について、説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

議案第 24 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

2 ページから 19 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております。

なお、新規登録については公職選挙法の改正による表示登録がありますので、各町丁目ごとに 2 段表記となっております。

資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。

新規登録者のうち、転入は住所要件として平成 28 年 4 月 13 日以前に転入届出を行った者、新成人は年齢要件として平成 10 年 8 月 1 日以前に出生した者、その他の新規登録者は住所設定、帰化等でございます。なお、公職選挙法の改正により、今回の都知事選挙につきましても年齢については満 18 歳以上となっております。

抹消者については、転出は転出後 4 か月を経過するに至った者及び死亡、その他は職権消除等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、19 ページに記載の総合計欄は、男性・女性それぞれ 0 人となっております。

19 ページをお開きください。総合計の行の一番右の欄が今回の名簿登録者となります。

平成 28 年 7 月 13 日現在の選挙時登録者総数は、男性が前回より 799 人増、女性が前回より 722 人増、合計で 1,521 人増となり、男性 81,234 人、女性 86,310 人の計 167,544 人となるものでございます。

18 歳 19 歳及び表示登録により、前回よりもかなり多くの登録増となっております。参考までに 18 歳の新規登録者は 96 人、19 歳は 3 人、20 歳は 5 人、表示登録による登録者は 61 人でした。

関連する資料といたしまして、20 ページは公職選挙法第 23 条（縦覧）第 2 項の規定に基づく選挙人名簿（選挙時登録）の縦覧場所の告示（第 19 号）の写し、21 ページは公職選挙法第 144 条の 2（ポスター掲示場）第 4 項の規定に基づく公営ポスター掲示場の設置場所についての告示（第 20 号）の写し及び 22 ページから 28 ページまでにその一覧表、29 ページには地方自治法第 74 条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）第 5 項及び第 75 条（監査の請求とその処置）第 5 項の規定による 50 分の 1 の告示（第 21 号）の写し、30 ページは地方自治法第 76 条（議会の解散の請求とその処置）第 4 項、第 80 条（議員の解職の請求とその処置）第 4 項、第 81 条（長の解職の請求とその処置）第 2 項及び第 86 条（主要公務員の解職の請求とその処置）第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条（委員の解職請求）第 2 項の規定に基づく 3 分の 1 の告示（第 22）の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第 24 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第 24 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における西東京市選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 25 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 31 ページをお開きください。

議案第 25 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 37 条（投票管理者）の規定に基づき投票管理者を、公職選挙法施行令第 24 条（職務代理者）の規定に基づき投票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いただくものでございます。

資料の 32 ページに投票管理者の一覧を、33 ページに職務代理者の一覧を記載してございます。各投票所に投票管理者 1 人、職務代理者 1 人を配置することとして、合計 58 人を選任するものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製させていただいたものでございます。

なお、投票管理者については西東京市選挙人名簿登録者の中から、職務代理者については事務職員（市の職員）のうち選挙権を有する者の中から、それぞれ本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

なお、本日現在第 28 投票区について未定となっておりますが、決定しましたらお知らせいたします。

以上で議案第 25 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 25 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 26 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 34 ページをお開きください。

議案第 26 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき投票立会人を御決定いただくものでございます。

資料の 35 ページから 36 ページまでに記載をしておりますが、各投票所にそれぞれ 3 人ずつ選任することとして、合計 87 人を選任するものでございます。立会人の選任につきましては、該当する投票区の選挙人名簿登録者から選任したものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製したものでございます。

なお、公職選挙法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

本日現在空欄の投票区についてはそれぞれの人数が未定となっておりますが、決定しましたらお知らせいたします。

以上で、議案第 26 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 26 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 27 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 37 ページをお開きください。

議案第 27 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項によって読み替えて適用する同法第 37 条（投票管理者）の規定に基づき期日前投票管理者を、公職選挙法施行令第 49 条の 7 によって読み替えて適用する同施行令第 24 条（職務代理者）の規定に基づき期日前投票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いただくものでございます。

平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者につきましては、平成 28 年 7 月 15 日から同月 30 日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、各日各期日前投票所にそれぞれ 1 人ずつ延べ 64 人を選任するものとし、資料の 38 ページに期日前投票管理者の一覧を、39 ページに期日前投票管理者職務代理者の一覧を記載してございます。

期日前投票管理者の選任につきましては、現在、臨時職員として雇用中の方々に、選挙権を有する方の中から選任したものでございます。また、職務代理者につきましては、市管理職職員の中から各部の推薦及び本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 27 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 27 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 28 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 40 ページをお開きください。

議案第 28 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項を読替えて適用する同法第 38 条（投票立会人）の規定に基づき、期日前投票所の投票立会人を御決定いただくものでございます。

平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人につきましては、平成 28 年 7 月 15 日から同月 30 日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票立会人を、資料の 41 ページから 42 ページまでに記載のとおり、各日各期日前投票所にそれぞれ 2 人ずつ延べ 64 人を選任するものでございます。

期日前投票立会人の選任につきましては、現在、臨時職員として雇用中の方及び西東京市明るい選挙推進委員の方で、法に基づき選挙権を有する方の中から、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 28 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 28 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 29 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について、議案の説明をさせていただきます。

資料の 43 ページをお開きください。

議案第 29 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

本件は、公職選挙法第 61 条（開票管理者）の規定に基づき開票管理者を、公職選挙法施行令第 67 条（職務代理者）の規定に基づき開票管理者職務代理者を、それぞれ御決定いた

たくものでございます。

平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における開票管理者に鈴木宏一委員長を、開票管理者職務代理者に平井勝委員長職務代理者を選任するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第 29 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第 29 号『平成 28 年 7 月 31 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

参議院議員選挙の投票率は、60.06%でした。18 歳から投票ということで、親子でいらした方が多かったです。また、お子様連れでいらした方も多かったかと思います。開票は、比例代表が終了したのが月曜の午前 4 時で、東京都の待機が解除されたのは午前 6 時でした。

明日東京都知事選挙が告示され、立候補の届出が行われます。

次回の委員会の開催は明日 7 月 14 日木曜日、午後 5 時 30 分からとなっております。議題は東京都知事選挙の氏名等掲示掲載順序の決定についてです。連日となり大変申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

参議院も終わってすぐですし、蒸し暑い日が続きそうですので、委員の皆様におかれましても、御自愛いただいて体調管理についてどうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 28 年度第 8 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 10 時 40 分 終了

以上